

平成23年度 保 育 料 月 額 表

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分			保育料月額		
階層区分	定 義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)		0 円	0 円	0 円
B	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0	0	0
C1		均等割のみの課税世帯	7,400 (3,700)	5,400 (2,700)	5,400 (2,700)
C2		所得割5,000円未満である世帯	8,600 (4,300)	6,900 (3,500)	6,900 (3,500)
C3		所得割5,000円以上である世帯	10,200 (5,100)	8,200 (4,100)	8,200 (4,100)
D1	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分に該当する世帯	2,000円未満	11,800 (5,900)	9,500 (4,800)	9,500 (4,800)
D2		2,000円以上 5,000円未満	14,000 (7,000)	11,900 (6,000)	11,900 (6,000)
D3		5,000円以上 9,000円未満	16,400 (8,200)	14,400 (7,200)	14,400 (7,200)
D4		9,000円以上 25,000円未満	21,300 (10,700)	19,300 (9,700)	19,300 (9,700)
D5		25,000円以上 40,000円未満	27,200 (13,600)	24,100 (12,100)	20,400 (10,200)
D6		40,000円以上 55,000円未満	33,100 (16,600)	24,400 (12,200)	20,800 (10,400)
D7		55,000円以上 70,000円未満	40,100 (20,100)	24,900 (12,500)	21,100 (10,600)
D8		70,000円以上 85,000円未満	45,000 (22,500)	25,000 (12,500)	21,300 (10,700)
D9		85,000円以上103,000円未満	46,900 (23,500)	25,200 (12,600)	21,500 (10,800)
D10		103,000円以上129,000円未満	52,200 (26,100)	25,400 (12,700)	21,600 (10,800)
D11		129,000円以上155,000円未満	53,000 (26,500)	25,800 (12,900)	21,600 (10,800)
D12		155,000円以上180,000円未満	53,700 (26,900)	25,900 (13,000)	21,600 (10,800)
D13		180,000円以上221,000円未満	54,300 (27,200)	25,900 (13,000)	21,600 (10,800)
D14		221,000円以上413,000円未満	55,000 (27,500)	25,900 (13,000)	21,600 (10,800)
D15		413,000円以上527,000円未満	55,600 (27,800)	25,900 (13,000)	21,600 (10,800)
D16		527,000円以上	56,100 (28,100)	25,900 (13,000)	21,600 (10,800)

備 考

- 同一世帯に2人以上の入園児童がいる場合における2人目からの保育料月額は、次のとおりとする。
  - 2人の場合……2人目の保育料月額は、( )内の額を適用する。ただし、1人目及び2人目の保育料月額の合算額が2人目の保育料月額(( )内の額を適用しない額。以下この号において同じ。)を下回るときは、2人目の保育料月額から1人目の保育料月額を減じて得た額とする。
  - 3人以上の場合……2人目からの保育料月額は、( )内の額を適用する。
- 「母子世帯等」で、C1階層からD7階層に属する世帯の保育料月額は、( )内の額を適用する。
- 児童の年齢は、4月1日現在の満年齢となります。また、年度途中に入園される児童も、4月1日現在の満年齢となります。
- 保育料の納入期限は、毎月末日(12月にあつては25日)となります。ただし、金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。